

週報

「信じます。

不信仰なわたしを、
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています
日本基督教団 西宮共同教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

(前週よりのつづき)

高濃度の放射性物質の「塊」である使用済み核燃料は、「処理」が可能であったとしても、その工程そのものが、高濃度の放射性物質との付き合いであり、その工程そのものが、手軽と言う訳には行かなくて、被曝、環境中への放出をさせない為の、高度の技術が必要になります。

しかも、それらすべての過程で、安全であることが求められるのは、もしも環境への放出が起こってしまった場合、取り返しようもないからです。どんな意味でも、扱いにくいものを、しかし、限られた人間の技術で、完璧に扱わなければならないという「難題」をかかえて、着工から30年以上経っても、「完成延期を27回繰り返している」ということは、一般的にはと言うか、本来は不可能と考えるのが自然なのです。

原子力発電所が稼働するとすれば、使用済み核燃料は、生まれ続けますから、しかし、再処理工場は稼働することを「前提」にしている限り、その行き先が必要になって文字通り苦肉の策で建設されたのが、むつ市の中間貯蔵施設です。

そもそも「再処理工場」も、再処理された結果のプルトニウムが、使用されることが前提であってはじめて成り立つのですが、その前提もとうの昔に崩れ去っています。

「高速増殖炉『ふげん』」です。

青森県の宮下宗一郎知事が、「使用済み核燃料を一時保管する青森県むつ市の中間貯蔵施設を巡り」「『事業を継続できる環境が確認できない』として2026年度の核燃料搬入を容認しない考えを明らかにした」「最長50年保管した後に燃料の搬出先となる日本原燃の再処理工場(青森県六ヶ所村)が完成延期を繰り返し、設計・工事計画の審査の見通しが立たないことを踏まえて判断した」「施設は東京電力と日本原子力発電が出資する

『リサイクル燃料貯蔵(RFS)が運営する』『両社の使用済み核燃料を、再処理するまで一時保管する』『26年度は東電柏崎刈羽原発5,6号機(新潟県)から60トンの受け入れを計画』(以上4月1日、福島民報)。

ですから、再処理工場が「事業を継続できる環境が確認できない」、だとすれば一時保管するむつ市の中間貯蔵施設に青森県の「核燃料搬入、青森県認めず」は、それ以外の選択肢がないのも事実です。

なのに、柏崎刈羽原発が立地する新潟県柏崎市の桜井雅浩市長が「『国が指導力を発揮し(同原発からの)搬出が予定通り進むことを期待する』と述べた」としても、どうなると言うのだろうか。

ただ、何しろ、現在、あらゆる分野で、「強力な」「指導力を発揮」している国ですから、「その一声で」、以上何一つ見通しが立たないにもかかわらず、60トンの使用済み核燃料は中間貯蔵施設に移されることになるのだろうと思われま

- ・4月22日 「高レベル放射性廃棄物最終処分場、南鳥島文献調査決定、経産相、小笠原村民に伝達」「除染土再利用、防衛省、最高裁での実施発表」「福島第一原発、2号機原子炉建屋内、ロボットアーム搬入」
- ・4月24日 「第一原発2号機圧力容器調査、炉心隔壁に変化見られず」
- ・4月26日 「チェルノーベリ原発事故きょう40年。戦禍、廃炉に影」
- ・4月28日 「第一原発核燃料取り出し、東電がれき撤去延期」「第一原発タンク置き場の鉄板付近に油膜」
- ・4月30日 「飯館・長泥一部解除あす3年、除染土壌の再利用用農地、営農再開へ実証栽培」

(次週につづく)